

地方卸売市場の業務の全部が廃止され、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十四条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定により法第十三条第一項の認定がその効力を失ったので、法第十四条において読み替えて準用する法第八条第三項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月1日

東京都知事 小池百合子

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| 一 地方卸売市場の名称 | 東京都青梅青果地方卸売市場 |
| 二 地方卸売市場の位置
及び取扱品目 | 東京都青梅市藤橋三丁目7番地の3
青果物 |
| 三 開設者の名称及び住所 | 青梅青果株式会社
東京都青梅市藤橋三丁目7番地の3 |
| 四 廃止年月日及び認定の失効日 | 令和5年5月31日 |